

平成17年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年2月22日(火)
開会 午後2時32分 閉会 午後3時8分
- 2 場 所 西東京市スポーツセンター 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 井口 範之
委員長職務代理者 角田 富美子
委 員 大後 みき子
委 員 竹尾 格
- 5 出席職員 教 育 長 職 務 代 理 者
(学 校 教 育 部 長) 村野 正男
学 校 教 育 部 参 与 田口 秀幸
教 育 庶 務 課 長 二谷 保夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
学校教育部主幹(学務課) 福本 直臣
指 導 課 長 松本 秋広
指 導 主 事 池田 富太郎
指 導 主 事 黒羽 次夫
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教 育 庶 務 課 庶 務 係 長 白井 清美
教 育 庶 務 課 庶 務 係 主 査 田中 孝
教 育 庶 務 課 庶 務 係 主 事 山本 敏彦
- 7 傍聴人 1人

平成17年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成17年2月22日(火) 午後2時30分から
場 所 西東京市スポーツセンター 会議室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第7号 西東京市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
- 第3 議案第8号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第9号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての専決処分について
- 第5 議案第10号 平成17年度西東京市教育委員会の教育目標について
- 第6 教育委員の辞職について

西東京市教育委員会会議録

平成17年第2回
(2月22日)

議事の経過

井口委員長 ただいまから平成17年第2回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は竹尾委員にお願いいたします。

井口委員長 日程第2 議案第7号 西東京市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 それでは、議案第7号 西東京市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則、について御説明を申し上げます。

今回の提案理由でございますが、職員の職名に統括指導主事を加えるということございまして、学校の指導を充実するため配置するものでございます。

「新旧対照表」、次のページでございますが、お願いいたします。

現在、職層名といたしましては、課長職といたしまして、部次長、副参与、課長及び主幹ということになっておりますが、ここに新たに統括指導主事を加えるものでございまして、施行は17年4月1日からでございます。

具体的な統括指導主事の業務でございますが、各学校の課題に迅速に対応するという、そして、新たな行政課題に対応するという、西東京市の教育の一層の充実を図ることを目的としております。

それで、主な業務でございますが、現在想定しておりますのは、特別支援教育の実施に向けての対応であるとか、現在、指導主事が3名おりますが、指導主事の業務管理・育成、これらも業務の一つになっております。そして、特色ある学校づくりの推進あるいは議会対応、学校の危機管理等々を予定しているところでございます。

統括指導主事につきましては、東京都から派遣をいただくものでございますが、給与等の経費につきましては市費で賄うということになっております。統括指導主事につきましては、東京都におきまして平成17年度から制度を導入するという、23区すべて、そして、多摩の26市のうちでも、現在予定しているのが6市か7市、そして、18年度から10市程度が予定しているという状況でございます。

以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第7号 西東京市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第3 議案第8号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 議案第8号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、について御説明申し上げます。

本規則改正につきましては、1点目は教頭を副校長と称する点。2点目でございますが、年間授業計画を各学校において作成していただき、あわせて週の指導計画を作成するものでございます。

次のページの「新旧対照表」をお願いいたします。

教頭を副校長と称する点でございますが、教頭の権限の強化をすることによりまして、名実ともに管理職として校長を補佐していただきたいという趣旨がございます。2点目につきましては、こちらにありますとおり、各教科ごとの年間授業計画を策定すること、そして、週の指導計画も策定するというので、現実には、現在、年間授業計画等は各学校において策定されておりますが、このことを改めて明文化するものでございます。

施行は17年4月1日ということでございます。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第8号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決承認されました。

井口委員長 日程第4 議案第9号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 議案第9号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての専決処分について、御説明申し上げます。

合併時に、実は、公印につきましては、こちらにありますとおり32の公印を規定したところでございますが、教育委員長職務代理者の公印規則が漏れてございました。ついては、2月の18日付で学校教育部長が職務代理になることとなりますので、2月の14日付で専決処分について行ったところでございます。

説明は以上でございます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 今、「教育委員長」とおっしゃったんですけども、「教育長」の間違いじゃないでしょうか。

村野教育長職務代理者 失礼しました。議案の7番でございます。「西東京市教育委員会教育長職務代理者」と訂正させていただきます。

井口委員長 よろしいですか。

大後委員 はい。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第9号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

井口委員長 日程第5 議案第10号 平成17年度西東京市教育委員会の教育目標について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野教育長職務代理者 議案第10号 平成17年度西東京市教育委員会の教育目標について、提案理由を申し上げます。

教育目標・教育方針につきましては毎年度改定をしているところでございまして、17年度の教育目標等について御決定をいただきたいと思っております。

まず、改正の趣旨でございますが、何点かございまして、まず1点目が、御案内のとおり、昨年、西東京市教育計画（教育プラン21）が策定されました。このことを教育目標にきちっと位置づけたいということでございます。

次の2点目でございますが、東京都の教育目標が平成17年度版が策定されたことに伴いまして、これとの整合性を図る意味もございまして。

次に、3点目でございますが、先ほどの議案にありました副校長制の導入、そして、年間授業計画の策定など、例規との整合性を図るものでございます。

次に、4点目でございますが、生涯学習部にかかわる分野でございますが、生涯学習計画と個別計画が策定されたこととの整合性を図る点。

そして、最後に、その他教育行政を取り巻く社会情勢の変化、これらに対応するために改定を行うものでございます。

それでは、「新旧対照表」に基づきまして御説明を申し上げます。

1ページ目をお願いします。教育目標でございます。現行の教育目標につきましては西東京市基本構想・基本計画を引用しているところでございますが、17年度の教育目標におきましては、あわせて西東京市教育プランを策定したことに伴いまして、整理をさせていただいております。

次に、2ページ目の改正点でございますが、下段でございますが、基本方針1の枠外の（1）でございます。平成17年度のところをご覧いただきたいんですが、「人権教育のための国連10年」は昨年度で終了いたしました。都の教育目標にもこれは削除されております点から、ここを削除いたしました。

次の行でございますが、「人権教育・啓発に関する基本計画」、この点につきましても、東京都と合わせ、西東京市の教育基本方針に追加をさせていただいております。

次に、3ページ目をお願いいたします。（2）のマル3でございますが、平成17年度の枠の中に、11月の第1土曜日を「東京都教育の日」ということで、教育の日が定められたことによりまして、新たにそれぞれの学校・家庭・地域等で取り組むということを表現させていただきました。

次、4ページをお願いします。右側の17年度のところでございますが、基本方針2の中

の枠外の(1)、アンダーラインが引いてございますが、「高等学校の校種間のつながりや学校間の連携」を改めて追加させていただいたところですが、これは後ほど出てまいります。小中一貫教育をにらんだ施策を展開する必要があるということで、教育プランにも小中一貫教育が掲げられておりますので、改めて追加をさせていただいております。

あわせて、下の行の(4)のところでございますが、「西東京市子ども読書活動推進計画」が平成17年度に策定される予定となっておりますので、読書活動についてこういう表現をさせていただいております。

5ページをお願いいたします。基本方針3でございますが、同じく枠外の(1)でございますが、生涯学習計画が策定されたということを受けまして、それを具現化した表現をしたものでございまして、もともとは高齢化社会への対応ということでございましたが、少子高齢化社会への対応ということと、地域活動や社会参加の仕組みを推進するということで、生涯学習計画からの表現をこちらにさせていただいております。

あわせて、(2)につきましても、生涯学習情報提供システムを今後構築する予定がございまして、こちらに表記させていただいております。

6ページをお願いいたします。基本方針4の(1)でございますが、これは、学校の外部評価につきまして文言を整理させていただいております。

次に、(2)につきましては、先ほど議案第8号で御審議いただいた副校長の制度の導入に伴いまして、いわゆるトップ・マネジメントの強化を図るということを表現させていただきました。

最後のページ、7ページになります。(3)でございますが、2行目のところに「主幹の配置」という表記がございますが、各学校には原則主幹が配置されているわけですので、主幹の位置づけを明確にするために改めて表記をいたしました。

(5)につきましては、先ほどの議案第8号で御審議いただきましたとおり、年間授業計画の策定、週の指導計画の策定を改めて明文化したものでございます。

(6)でございますが、昨年度から実施いたしました東京都の学力向上を図るための調査、これについて結果を公表し、それに基づき「授業改善推進プラン」を策定するということが表記をさせていただきました。

改正内容につきましては、雑駁ですが、以上でございます。

井口委員長 補足説明はございませんか。 よろしいですね。

説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 より具体的でわかりやすくなって、いいと思うんですけども、ちょっと言葉遣いの中で、基本方針3のところの(1)なんですけど、平成16年度は「高齢社会」という言葉を使っているんですけど、17年度は「少子高齢化社会」というふうに言葉が変わっているんですね。これは、一般的にこの言葉の使い分けが世間一般ではされていると思うんですけど、「少子高齢化」の「化」をつけてしまうとちょっと意味が違ってくるような気がするんですけども。

宮寺社会教育課長 この点につきましては、東京都の教育目標等に合わせまして表記をちょっと変えたものでございます。東京都におきましても「少子高齢化社会」ということで位置

づけておりますので、そういう形で今回改正させていただいたものでございます。

大後委員 東京都が「少子高齢化」というふうに表現しているわけですね。

宮寺社会教育課長 はい。

大後委員 ちょっと感想になっちゃうんですけども、「高齢化」といったときには7%から14%までを言って、14%を超えると「高齢社会」というふうに言われているんですが、それで、もう今は17%を超えていますよね。あと数年もするとすごい数字になると言われているので、これでいいのかなと思うんですけど、まあそういうふうになっているなら。

名古屋生涯学習部長 今、大後委員の方からお話がありましたとおり、全般的に言いますと確かにその枠内という制約があるのかなというふうに受けますけれども、今回につきましては東京都の方とちょっと整合性を合わせていただいたということで御理解いただければなというふうに思っております。

井口委員長 よろしいでしょうか。

大後委員 はい。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 改定の趣旨については5点いろいろ伺いまして、全体的にはなるほどと納得はいたしましたが、そこで一つお伺いしたいのが、西東京市教育計画（教育プラン21）を位置づけていった一つの特徴というか独自性というか、何かそういったところをちょっと教えていただけませんか。

田口学校教育部参与 市の独自性でありますけども、今言われましたようにプラン21を作成しました。基本的にはプラン21とこの教育目標が整合性をとれていくことが本来の姿でありますので、そういったものを、今まではプラン21というものがなかったものですから、これが基本になっていきますけれども、今後はプラン21とこの目標を合わせながら進めていくことになると思います。したがって、プラン21の中にうたわれている項目で17年度に実施していく可能性のあるものについてこの中にうたってきておりますので、そういった面では、他市に比べて西東京市としての教育目標の独自性がここに出ているかなというふうに思っております。

井口委員長 よろしいでしょうか。

角田委員 はい。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

竹尾委員、討論よろしいですか。

竹尾委員 結構です。

井口委員長 それでは、私が一言。

あるところで少年が先生を殺したという事件がございました。その少年は不登校であったということちょっと聞いたんですが、塾に通っていて、そして大学資格を取ったということなんです。そこで、そういう事件を起こしたということで、私は、塾に通ったけど学校に通わなかったということのためにいろいろと問題が起きたんじゃないかと。学校にかわるのは塾じゃなくて、学校は塾よりもはるかに人間形成に大事なものをたくさん持っていて、そ

の学校への通学をしないということは非常に大事なことなんだということを改めて感じた次第です。その結果、学校はこうした教育目標に沿ってやっておりますので、こうした教育目標を十分に活用して、そして、学校としての塾にまさる人間教育をやる必要があるなということをおもいましたので、学校におきましても教育目標を十分活用していただくことをお願いしたいと、こう思いました。

ほかに討論はございませんか。

角田委員 この教育目標は、これから各学校においてそれぞれこれを一つの目安にして立てられていくとは思うんですが、この中で、特に、先ほどお話にありました危機管理だとか教員研修とかといったものは、市として全体的に取り組まなきゃいけない問題だと思うんです。そこで、これからお願いしたいことは、こういった教員研修とか危機管理とか、もっと子どもの生きる力を育てるためには、幼・小・中・高・保を含めたこの連絡会とか、市全体でこういった問題をしっかりと取り組んでいくことは当然なんですけれども、この連絡会と連絡がうまくなされていくような、そういうシステムをきちっとつくっていただきたいなと思います。といいますのは、各地域でいろんな問題が起きたときに、幼・小・中・高の先生方が、校長先生方が集まっているんな話をしている。テレビでも新聞でもよく出てきますけれども、本市においては本当に幼・保というのが一緒にその中に入っているんだろかということを感じます。教育目標としては確かに幼・小・中・高の連携連携と出ているんですけれども、これが、それぞれの各学校そのものに任されているのか、市としてこういう体制の中で教員研修をこのようにやっていこうとか連絡会をこのように持っていこうとかというのを、今後きちっとみんな保護者にも見えるような、そういう体制にも心を配っていただきたいというのが願いです。いいですか。わかっていただけましたでしょうか。

井口委員長 幼・小、それから小・中の連絡会等が行われているかと、こういうことでしょうか。

角田委員 はい、市として。

田口学校教育部参与 保・幼・小・中の具体的な連絡会というのは特に持っていないんです。それで、制度として私は常々思っているんですが、確かに今おっしゃられるように、生まれてから死ぬまで一つの教育、生涯学習だと思っているんです。その生涯学習の中の一つ、点が学校教育だというふうに思っています。したがって、今おっしゃられるように、全体的に連携をしながらいく体制づくりというのは十分これから考えていかざるを得ないだろうというふうに思っております。その一つとして、相談課の方においては、福祉の方であるとか児相であるとか、いろんな各関係機関と連絡をとりながら問題の生じた子どもに対する対応を考えていこうと、こんなような一つの走りかなというふうに思っているんです。学校教育の面においても、当然、幼稚園からあるいは保育園から小学校に上がるときにいろんな課題もあるわけです。それから、小学校から中学校に上がるときもいろんな課題が生じてくるわけです。それからあと、卒業した後どういうふうにするかと、それぞれの分野で今縦割りで動いておりますけれども、そういった横割り、横断的な体制づくりというのがこれからは必要になってくるのではないかなというふうには思っております。具体的にどんな形で進めたらいいのかというのは今持ち合わせておらなくて大変申しわけないんですが、考え方として

はそういった方向性のある程度見出していく必要があるだろうというふうに思っています。それらが強いては不登校の問題であるとかいじめの問題であるとか、そういった問題の解決にもつながっていくのではないかなというふうには思っておりますので、今後の大きな課題ではないかなというふうに今思っているところであります。

井口委員長 よろしいですか。

角田委員 はい。

大後委員 今、角田委員がおっしゃったので改めて見ていたんですけども、今の連携の問題ですが、私たちの市では公立の幼稚園がなく、保育園は公立でとか、いろいろちょっと独自性があると思うんですが、基本方針2の(1)のマル1、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校の校種間のつながりや」というところには保育園は入っていないですよ。それで、今のお話を伺っていても、当然保育園もここに入れなくちゃいけないかなという気が今したんですけども、これは前からこういうふうになっていたんではしたか。

田口学校教育部参与 実は、幼稚園、小学校、中学校も高等学校間との連携ということでありまして、なぜここに保育園が入らなかったかということなんですが、幼稚園以降は文部科学省の管轄なんです。それで、保育園は厚生労働省の管轄になっているものですから。まさに角田委員さんが言われたそういう考え方をここで払拭する必要があるのかなというふうに思うんですけども、今年度の教育目標でまだそこまで体制が整っておりませんので、とりえず文部科学省の分野だけの考え方でとらえたということで御理解いただきたいと思えます。

松本指導課長 先ほど保育園、幼稚園から高校までの組織的なという話がありましたけども、部分的には、例えば、保谷第一小学校が昨年度から幼稚園、保育園を含めた連絡会、それから、青嵐中を含めた小・中ということ、それから、都立の保谷高校がひばりが丘中学校とか保谷中学校の授業に行ったりということで、部分部分でさまざまな連携の動きが今出てきておりますので、今、委員さんから言われた趣旨を踏まえて、継続化あるいは定期化、そういったことに向けていきたいと思っております。さまざまな芽生えは、それぞれのところでやっぱり課題に対応していく必要があるという動きはもう出てきて、部分的に成果を上げていますので、その成果の上に立って広げていきたいと思っております。

井口委員長 よろしいでしょうか。

大後委員 はい。

井口委員長 ほかに討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第10号 平成17年度西東京市教育委員会の教育目標について、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第6に移ります。

ここで、委員長を交代いたします。よろしく申し上げます。

〔井口委員長退席〕

〔角田委員、委員長席に〕

角田委員長職務代理者 委員長を交代いたしました。

引き続き会議を進めます。

次に、井口範之委員から委員辞職願が提出されております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、井口範之委員の退席を今求めました。

日程第6 教育委員の辞職について、を議題といたします。「辞職願」を事務局から朗読していただきます。

二谷教育庶務課長 辞職願。私は、西東京市教育委員会委員を都合により平成17年3月30日付をもって辞職いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により願ひ出ます。

平成17年2月15日。井口範之。西東京市教育委員会殿。

以上です。

角田委員長職務代理者 では、お諮りいたします。井口範之委員の委員辞職について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

角田委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって、井口範之委員の委員辞職を同意することに決しました。

ここで、井口範之委員の委員入場を求めます。

〔井口委員入場〕

角田委員長職務代理者 以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

以上をもちまして平成17年第2回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 0 8 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員